高知県農業経営改善関係資金基本要綱　本文新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
目次 第１　趣旨 第２　対象資金等 第３　借入希望者、融資機関、保証機関等の手続等 １　相談対応 ２　借入希望者による経営改善資金計画書の作成・提出等 ３　融資機関による関係機関への通知等 ４　農業近代化資金及び公庫資金の役割分担の考え方 ５　融資審査等 ６　債権保全措置 ７　借入希望者への通知 ８　融資実行後の措置 （削る。） （削る。） （削る。） 第４　その他 別表（第３の５関係）経営改善資金計画書の審査の考え方 別記第１号様式（第３の２関係）借入申込希望書兼経営改善資金計画書及び個人情報の取扱いに関する同意書（(1)又は(2)のいずれかを使用） 別記第１号様式の２（第３の２関係）借入金及び償還計画 別記第２号様式（第３の２及び３関係）認定新規就農者の貸付けに関する意見書及び確認書 別記第３号様式（第３の７関係）借入申込書 別記第４号様式（第３の２及び７関係）借入申込書兼債務保証委託申込書 別記第５号様式（第３の８関係）○年の経営状況報告書（△年目） （削る。）	**目次** 第１　趣旨 第２　対象資金等 第３　農業者の手続等 （新設） １　経営改善資金計画書の作成等 （新設） （新設） ２　融資審査 ３　債権保全措置 （新設） （新設） ４　その他 第４　窓口機関等 第５　窓口機関、融資機関、保証機関等の手続 １　窓口機関の融資相談対応等 ２　窓口機関の関係機関への通知 ３　融資機関相互の分担関係の基準 ４　融資機関等の審査 ５　融資審査結果の窓口機関への通知 ６　借入希望者への通知 ７　融資実行後の措置 第６　その他 別表（第３の２関係）経営改善資金計画書の審査の考え方 別記第１号様式（第３の１関係）借入申込希望書兼経営改善資金計画書及び個人情報の取扱いに関する同意書（(1)又は(2)のいずれかを使用） 別記第１号様式の２（第３の１関係）借入金及び償還計画 別記第２号様式（第３の１関係）認定新規就農者の貸付けに関する意見書及び確認書 別記第３号様式（第３の４関係）令和○年の経営状況報告書（△年目） 別記第４号様式（第５の６関係）融資審査等総括表 別記第５号様式（第５の６関係）借入申込書 別記第６号様式（第５の６関係）借入申込書兼債務保証委託申込書

改　正　後（新）

第１　趣旨

この要綱は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲及び能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者をいう。）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

（注）短期運転資金については、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成６年６月 29 日付け６農経Ａ第 665 号農林水産事務次官依命通知）第４に定める農業経営改善促進資金（以下「スーパーＳ資金」という。）その他の民間金融機関が融通する資金で対応する。

第２　対象資金等

１　この要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等	
１　農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）（高知県農業近代化資金取扱要綱（平成 14 年８月 19 日付け 14 高農経第 362 号高知県農林水産部長通知）第２に定める資金（注１）をいう。以下同じ。） ①　地域計画に農業を担う者として記載された者向け（注２） ②　認定農業者向け（注３及び注４） ③　認定新規就農者向け（注５） ④　その他担い手向け	農業協同組合（以下「農協」という。）等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給する。 ２の資金との併せ貸しも可能である。	経営改善のための一般的な長期資金（有利子）
２　株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）		
(1) 農業経営基盤強化資金（以下「スーパーＬ資金」という。）（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成６年６月 29 日付け６農経Ａ第 665 号農林水産事務次官依命通知）第３に定める資金をいう。以下同じ。） 認定農業者向け	農協等民間金融機関で対応し難い場合等に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資する。 ２(1)の資金については１又は２(3)との、２(2)の資金については１又は２(3)若しくは(4)との併せ貸しも可能であるが、２の(1)から(4)までの資金同士の同一の融資対象への併せ貸しは行わない。	
(2) 経営体育成強化資金（注６） （経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年５月１日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知。）第２に定める資金をいう。以下同じ。） ①　認定新規就農者向け ②　その他担い手向け		

改　正　前（旧）

第１　趣旨

この要綱は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲及び能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者をいう。）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

（注）短期運転資金については、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成６年６月 29 日付け６農経Ａ第 665 号農林水産事務次官依命通知）第４に定める農業経営改善促進資金（以下「スーパーＳ資金」という。）で対応する。

第２　対象資金等

１　この要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等	
１　農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）（高知県農業近代化資金取扱要綱（平成 14 年８月 19 日付け 14 高農経第 362 号高知県農林水産部長通知）第２に定める資金（注１）をいう。以下同じ。） （新設） ①　認定農業者向け（注２及び注３） ②　認定新規就農者向け（注４） ③　その他担い手向け	農業協同組合（以下「農協」という。）等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給する。 （２との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない。）	経営改善のための一般的な長期資金（有利子）
２　株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）		
(1) 農業経営基盤強化資金（以下「スーパーＬ資金」という。）（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成６年６月 29 日付け６農経Ａ第 665 号農林水産事務次官依命通知）第３に定める資金をいう。以下同じ。） 認定農業者向け (2) 経営体育成強化資金（注５） （経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年５月１日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知。第２に定める資金をいう。以下同じ。） ①　認定新規就農者向け ②　その他担い手向け	・償還期限の長いもの ・資金規模の大きいもの ・農地取得を含むもの 等農協等民間金融機関で対応し難い場合に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能とする。）する。 （２(1)については１又は２(3)との、２(2)については１又は２(3)若しくは(4)との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。）	

改　正　後（新）			改　正　前（旧）		
(3) 農業改良資金（以下「改良資金」という。）（注７） （農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年７月９日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第３に定める資金をいう。以下同じ。） その他担い手向け	新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資する。 １の資金との併せ貸しも可能である。また、２(1)、(2)又は(4)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。	特別の場合の長期資金（無利子）	(3) 農業改良資金（以下「改良資金」という。）（注６） （農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年７月９日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第３に定める資金をいう。以下同じ。） その他担い手向け	新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能とする。）する。 （１又は２(1)、(2)若しくは(4)との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。）	特別の場合の長期資金（無利子）
(4) 青年等就農資金 （青年等就農資金基本要綱（平成 26 年４月１日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知）第３に定める資金をいう。以下同じ。） 認定新規就農者向け	青年等就農計画（注８）の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資する。 １の資金との併せ貸しも可能である。また、２(2)又は(3)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。		(4) 青年等就農資金 （青年等就農資金基本要綱（平成 26 年４月１日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知）第３に定める資金をいう。以下同じ。） 認定新規就農者向け	認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能とする。）する。 （１又は２(2)若しくは(3)との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。）	

（注１）近代化資金のうち、高知県農業近代化資金取扱要綱第２のⅠの３の（６）のア及びイに定める資金又は第２のⅡの３の（６）に定める資金並びに第２のⅢに定める共同利用事業向け資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

（注２）「地域計画に農業を担う者として記載された者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 19 条第１項に規定する地域計画に農業を担う者として記載されている者をいう。

（注３）本要綱において「認定農業者」とは、基盤強化法第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の５に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第３条第１項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。

（注４）認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。２の公庫資金において同じ。

（注５）本要綱において「認定新規就農者」とは、基盤強化法第 14 条の５第１項に規定する認定就農者をいう。

（注６）経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年５月１日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知）により対応するものとする。

（注７）改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第４の１に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

（注８）本要綱において「青年等就農計画」とは、基盤強化法第 14 条の５第２項に規定する認定就農計画をいう。

２　認定農業者は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、スーパーＳ資金の融通を受けることが可能である。

３　認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融

（注１）近代化資金のうち、高知県農業近代化資金取扱要綱第２の３の（１）のカの(ｱ)及び(ｲ)に定める資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

（新設）

（注２）「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。

（注３）認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。２の公庫資金について同じ。

（注４）「認定新規就農者」とは、基盤強化法第 14 条の５第１項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。

（注５）経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年５月１日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知）により対応するものとする。

（注６）改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第４の１に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

（新設）

２　認定農業者は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、スーパーＳ資金の融通を受けることが可能である。

３　認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
措置について（平成 18 年３月 31 日付け 17 経営第 7210 号農林水産事務次官依命通知）第２に定める資金をいう。）の融通を受けることが可能である。	措置について（平成 18 年３月 31 日付け 17 経営第 7210 号農林水産事務次官依命通知）第２に定める資金をいう。）の融通を受けることが可能である。
第３　借入希望者、融資機関、保証機関等の手続等 本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）、融資機関、保証機関等の手続等は、次に定めるところによるものとする。	**第３　農業者の手続等** 本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手続等は、次に定めるところによるものとする。 ただし、１の(6)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、次に掲げるそれぞれの機関に別記第１号様式による借入申込希望書兼経営改善資金計画書（(1)又は(2)のいずれかを使用）（以下「経営改善資金計画書」という。）と別記第１号様式の２による借入金及び償還計画を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。 なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、この要綱に定める窓口機関の手続等（第５の２の(1)から(3)までを除く。）に準ずるものとする。 ア　近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引をしている又は取引を希望する民間金融機関（農協、高知県信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）、銀行又は信用金庫） イ　公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店 ウ　機関保証を希望する場合は、ア及びイの機関のほか、高知県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）
１　相談対応 (1)　県は、毎年度、県内において本要綱対象資金を適切に取り扱うことが想定される次に掲げる融資機関のリストを作成し、その周知徹底に努めるものとする。ただし、県は、本要綱対象資金について適切な対応を行うことができないと認める融資機関を当該リストに掲載せず、又は掲載後に当該リストから除外するものとする。 ア　本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機関（農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合） イ　公庫及び公庫の受託金融機関（公庫から業務の委託を受けた民間金融機関をいう。以下同じ。） (2)　融資機関は、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、経営改善資金計画書等（経営改善資金計画書（別記第１号様式の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書及び個人情報の取扱いに関する同意書と別記第１号様式の２による借入金及び償還計画をいう。以下同じ。）、２の(6)及び(7)の規定に基づき借入希望者が融資機関に提出する書類並びに３の(7)の規定に基づき県が融資機関に提出する書類をいう。以下同じ。）の受理（提出された書類について、必要事項の記載及び必要書類の添付に不備がないことを確認した上で、正式に受け付けることをいう。以下同じ。）の有無にかかわらず、その内容、処理状況等を整理しておくものとする。	（新設）
２　借入希望者による経営改善資金計画書の作成・提出等 (1)　借入希望者は、 ア　これまでの経営状況 イ　経営改善（農業経営改善計画又は青年等就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画の妥当性及び実行可能性 ウ　経営改善のための計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性	１　経営改善資金計画書の作成等 (1)　借入希望者は、次に掲げる事項等について、自ら真剣に検討の上、おおむね５年間の経営改善資金計画書を別記第１号様式の(1)又は(2)により作成し、別記第１号様式の２の借入金及び償還計画を添えて、(6)の窓口機関に提出しなければならないこと。 なお、１回の借入希望額が個人にあっては 700 万円以下（青色申告を実施しているものは 1,000 万円以下）、法人にあっては 3,000 万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
等について、自ら真剣に検討の上、おおむね５年間の経営改善資金計画書を作成し、次に掲げる融資機関に提出（次の(ア)又は(ウ)の場合であって、高知県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を希望する場合には、借入申込書兼債務保証委託申込書（別記第４号様式）を併せて提出）するものとする。 (ア)　近代化資金の借入れを希望する場合は、取引を希望する民間金融機関 (イ)　公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫又は公庫の受託金融機関 (ウ)　近代化資金及び公庫資金の双方の借入れを希望する場合又は借入れを希望する資金が決定していない場合は、民間金融機関、公庫又は公庫の受託金融機関 なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。	期（特別の事情がある場合は、直近期の前期）の農業粗収益及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は、総売上高）以下となっている借入希望者にあっては、別記第１号様式の(1)及び(2)に掲げる収支計画表（以下「収支計画」という。）の作成を省略することができるものとすること。ただし、今後５年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画の作成を省略することはできないものとすること。 ア　これまでの経営状況はどうなっているのか イ　経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か ウ　経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か
(2)　次のいずれにも該当する借入希望者は、経営改善資金計画書のうち収支計画表（別記第１号様式の(1)及び(2)に掲げる収支計画表（以下「収支計画」という。））の作成を省略することができるものとする。 ア　借入希望額が、個人にあっては 700 万円以下（青色申告を実施しているものは 1,000 万円以下）、法人にあっては 3,000 万円以下であること イ　前期末の総借入残高（農業負債及び農外負債の合計額）が、前期（特別の事情がある場合は前々期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下であること	（新設）
(3)　(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、収支計画の作成を省略することができないものとする。 ア　今後５年の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合 イ　負債の整理に必要な長期資金を含む場合 ウ　借入希望者が認定新規就農者である場合	（新設）
(4)　借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載の不備を理由に、融資機関に経営改善資金計画書の受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（県（農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 条）第 12 条第１項に規定する普及指導センター又は家畜保健衛生所（以下「関係指導所」という。）を含む。以下同じ。）、市町村、農業委員会、農業経営・就農支援センター（基盤強化法第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）等をいう。以下同じ。）に相談することができるものとする。	（新設）
(5)　借入希望者は、最寄りの融資機関が分からない場合は、県に照会できるものとし、県はこれに適切に対応するものとする。	（新設）
(6)　借入希望者が認定農業者である場合（近代化資金のうち農業経営高度化資金（高知県農業近代化資金取扱要綱第２のⅠに定める資金をいう。以下同じ。）を借り入れようとする場合を除く。）は経営改善資金計画書と併せ農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、借入希望者が認定新規就農者である場合（近代化資金のうち農業経営高度化資金を借り入れようとする場合を除く。）は経営改善資金計画書と併せ青年等就農計画書及び青年等就農計画の認定書の写しを、融資機関に提出するものとする。 なお、指導農業士等（指導農業士及びこれに類するものをいう。以下同じ。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別記第２号様式の(1)の認定	(2)　認定農業者にあっては、(1)の書類と併せて農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、認定新規就農者にあっては(1)の書類と併せて青年等就農計画書及び青年等就農計画の認定書の写しを、(6)の窓口機関に提出しなければならないこと。 なお、指導農業士等から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別記第２号様式の(1)の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出しなければならないこと。

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。	
(7)　借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法　（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の３に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）が定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。	(3)　借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の３に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。
（削る。）	(4)　借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言又は指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載不備を理由に(6)の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関、関係機関（県（農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 条）第 12 条第１項に規定する普及指導センター又は家畜保健衛生所（以下「関係指導所」という。）を含む。以下同じ。）、市町村、農業委員会、農業経営・就農支援センター（基盤強化法第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）等をいう。以下同じ。）等に相談することができるものとすること。 　なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）より手続を行うことができるものとすること。
（削る。）	(5)　(6)の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとすること。これを受けて、県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に原則として電磁的記録により送付するよう努めること。 　この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別記第２号様式の(2)の確認書を提出することができるものとすること。
（削る。）	(6)　経営改善資金計画書等（(1)及び(2)の規定に基づき借入希望者等が、並びに(5)の規定に基づき県が窓口機関に提出する書類。以下同じ。）の提出先は、第４の１に定める窓口機関とすること。 　なお、借入希望者は、最寄りの窓口機関が分からない場合は、県（農業制度資金担当課又は関係指導所）に照会することができるものとすること。
(8)　借入希望者は、融資機関による経営改善資金計画書等の受理から融資の可否についての回答を受けるまでに１月半程度かかることを考慮の上、実際に資金が必要な日より極力早い時期に融資機関に経営改善資金計画書等を提出するよう努めるものとする。	(7)　借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、１月半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は、実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画書等を提出するよう配慮しなければならないこと。
(9)　借入希望者は、活用が考えられる資金の選択及び融資審査に必要な資料を、融資機関の求めに応じて提出しなければならないこと。	(8)　借入希望者は、活用が考えられる資金の選択及び融資審査に必要な資料を、窓口機関又は融資機関の求めに応じて提出しなければならないこと。

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
３　融資機関による関係機関への通知等 　融資機関は、経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、他の融資機関及び関係機関に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。（ただし、個人情報の取扱いについては第４の４及び５に留意することとする。） 　なお、融資機関が関係書類の写しを推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年９月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知）第１に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議をいう。以下同じ。）の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(4)までの各手続を融資機関に代わって行えることとする等、融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、これに従って差し支えない。 (1)　融資機関は、借入希望者が他の融資機関からの借入れを希望する場合には、当該他の融資機関に対し、直ちに関係書類の写しを送付するものとする。 　ただし、４の役割分担の考え方に照らして当該融資機関が単独で対応する場合には、関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。 (2)　融資機関は、借入希望者が関係指導所の指導を求める場合は、直ちに関係指導所に関係書類の写しを送付すること。 (3)　４の役割分担の考え方に照らして民間金融機関が対応すること（民間金融機関が公庫資金を転貸して対応することを含む。）が適当である場合には、融資機関は、借入希望者が基金協会による保証を希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを送付することとする。 (4)　融資機関は、借入希望者が近代化資金のうち農業経営高度化資金の借入希望者又は認定農業者若しくは認定新規就農者である場合は、次の手続を行わなければならないこととする。 ア　(1)から(3)までの手続を含め、推進会議に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付すること。 イ　近代化資金（農業経営高度化資金又は高知県農業近代化資金取扱要綱第２のⅡに定める一般資金（農業経営改善計画若しくは青年等就農計画に基づく場合に限る。））、スーパーＬ資金、経営体育成強化資金（青年等就農計画に基づく場合に限る。）又は青年等就農資金の借入れを希望する場合には、借入希望者から提出された経営改善資金計画書の内容について、推進会議の認定（農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等についての認定をいう。）を求めることとすること。 　なお、この場合における推進会議に係る手続については、各推進会議が定める特別融資制度推進会議設置要領に基づき行うものとする。	（新設）

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
(5)　融資機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、借入希望者から提出された経営改善資金計画書の内容について、その達成確実性、借入金の償還の確実性等に係る推進会議の認定を求めることとする。 ア　認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者 イ　集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者 ウ　近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織 なお、この場合における推進会議に係る手続については、各推進会議が定める特別融資制度推進会議設置要領に基づき行うものとする。 (6)　農業改良資金又は青年等就農資金の活用が考えられる場合には、公庫又は公庫の受託金融機関は、県と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。 (7)　融資機関は、融資審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合（近代化資金のうち農業経営高度化資金を借り入れようとする場合を除く。）には、県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼することができる。これを受けて、県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、融資機関に原則として電磁的記録により送付するものとする。 この場合において、当該認定新規就農者が２の(6)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別記第２号様式の(2)の確認書を提出することができるものとする。 (8)　融資機関は、法人化の意向がある借入希望者から法人化に向けた助言等を求められた場合には、農業経営・就農支援センターに当該借入希望者の情報（氏名、住所及び電話番号等）を適時に提供することとする。 (9)　融資機関は、経営改善資金計画書等を記載内容の不備等により受理できない場合であっても、(1)、(3)及び(6)のルールに準じて他の融資機関及び関係機関に融資に係る情報を事前に提供できるものとし、これにより、関係機関に協力を要請するものとする（ただし、個人情報の取扱いについては第４の４及び５に留意することとする。）。 ４　近代化資金及び公庫資金の役割分担の考え方 本要綱対象資金に係る融資にあっては、近代化資金で対応することを基本とし、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合又は民間金融機関と公庫との協議により合意された場合には、借入希望者の希望を踏まえて柔軟に対応するものとする。	

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
５　融資審査等 (1)　２の(1)により借入希望者から経営改善資金計画書等の提出を受け、又は３の(1)により他の融資機関からその写しの送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別表に定める融資審査の考え方を参考として、次に掲げる事項について責任をもって判断するものとする。 ア　借入希望者の経営能力及び研修実績等からみた経営改善のための計画の妥当性及び実行可能性 イ　経営改善のための計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性 ウ　農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業保険及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく労働者災害補償保険への加入その他のリスク対応策の妥当性	２　融資審査 (1)　第５の２により窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別表に定める融資審査の考え方を参考として、次に掲げる事項について責任をもって判断しなければならないこと。 ア　農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は、適切であり、実行可能か イ　経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか ウ　当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか
(2)　融資機関は、(1)の判断に際して、借入希望者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴く必要がある場合には、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付して行うものとする。	(2)　融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合は、農業者の経営能力等に関し関係機関の意見を聴くものとすること。
(3)　融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、借入希望者に対し、１年間関係指導所等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求めることができるものとする。また、このような場合において、借入希望者が認定新規就農者である場合は、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、関係指導所等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求めることができるものとする。	(3)　融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合は、農業者に対し、関係指導所等の指導を１年間受けて経営能力の向上に努めるよう求め、１年後に再度判断を行うものとすること。ただし、この場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者であるときは、関係指導所等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとすること。
(4)　借入希望者が機関保証を希望しており、融資機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該融資機関は、直ちに基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとし、７の(2)の期間内に融資の可否を通知することができるよう努めるものとする。	（新設）
(5)　融資機関は、６の債権保全措置により融資額全額がカバーされない場合又は債権保全措置を行わない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがあり得る。）ことを基本とする。	（新設）
(6)　融資機関は、融資審査を進めるに当たり、近代化資金については、県と連携し、県の利子補給承認手続の準備を並行して進めるものとする。また、農業改良資金については県と連携し、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第６条に規定する県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。 これにより、７の(2)の期間内に融資の可否を通知することができるよう努めるものとする。	（新設）
６　債権保全措置 (1)　融資機関が債権保全措置を行う場合には、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と借入希望者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。 なお、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月５日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。	３　債権保全措置 (1)　債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と農業者との協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とすること。 また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月５日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとすること。

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
（注）基金協会による保証は、公庫資金については、転貸方式で融資する場合を除き、付することができない。	（注）基金協会による保証は、公庫資金については、転貸方式で融資する場合を除き、付することができない。
(2)　担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。	(2)　融資機関は、担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行わなければならないこと。
(3)　本要綱対象資金に係る基金協会の保証については、基金協会の定めるところによるものとする。	(3)　基金協会の保証については、基金協会の定めるところによるものとすること。
（削る。）	(4)　(1)から(3)までの債権保全措置では融資額全額を担保できない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実であると認められるときは、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがあり得る。）ことを基本とすること。 　また、融資機関は、(1)から(3)までの債権保全措置では融資額全額を担保することができない場合であって、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断したときは、当該農業者に対し、関係指導所等の指導を１年間受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、１年後に再度審査を行うものとすること。ただし、この場合において、借入希望者が認定新規就農者であるときは、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、関係指導所等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとすること。
７　借入希望者への通知 (1)　融資機関は、経営改善資金計画書等の記載内容の不備等により受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。	（新設）
(2)　融資機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として１月半以内に借入希望者に融資の可否を通知しなければならないものとし、それまでの間に手続が終了しない場合は、借入希望者にその理由を通知しなければならないこととする。	
(3)　融資機関は、融資を行う場合は、借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、正式な借入申込書（別記第３号様式）の提出を求め、(2)の融資の可否通知から原則として２週間以内に全ての手続を完了し、借入希望者が資金を必要とする時に確実に貸付けを実行するものとする。 　なお、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合には、第３の２の(1)の経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書の提出を求めても差し支えないものとする。 　ただし、借入希望者が基金協会による保証を希望する場合には、第３の２の(1)の経営改善資金計画書の提出時に、正式な借入申込書兼債務保証委託申込書の提出を併せて求めるものとする。	
８　融資実行後の措置 (1)　借入者は、経営改善資金計画期間中に融資機関から経営状況の報告を求められた場合、経営状況報告書（別記第５号様式）により、経営状況を融資機関に報告するものとする。	（新設）
(2)　融資機関は、融資実行後も借入者の事業や経営の状況を把握するために、(1)による借入者から経営状況の報告を積極的に求め、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な経営改善指導を行うものとする。また、融資機関は、担い手の経営のライフステージに応じた支援の強化の観点から、様々な事情により融資の返済が困難となった場合には、関係機関	

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
と連携をとって再生可能性が認められる段階での早期再生及び再生後の持続可能な経営再建に向けた支援を行うものとする。	
(3)　融資機関は、第４の２に定める関係指導所による指導が円滑に行われるよう、関係指導所から求められた場合には、遅滞なく、(1)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該関係指導所に原則として電磁的記録により送付するものとする。	
（削る。）	４　その他 (1)　借入希望者は、第５の６の(2)の規定により、経営改善資金計画書等を窓口機関へ提出してから、原則として、１月半以内に融資の可否についての回答を受けられるものとすること。 　１月半以内に手続が終了しない場合は、窓口機関からその理由の説明がなされることとし、説明がない場合は、借入希望者は窓口機関に問合せることができるものとすること。
	(2)　借入者は、経営改善資金計画期間中、融資機関から経営状況の報告を求められた場合、別記第３号様式による経営状況報告書により、経営状況を融資機関に報告しなければならないこと。
（削る。）	第４　窓口機関等 １　経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次に掲げるとおりとする。 (1)　本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行うことができる民間金融機関（農協、信連、四国銀行、高知銀行、愛媛銀行、高知信用金庫及び幡多信用金庫）及び公庫の受託金融機関
	(2)　公庫
	２　県は、毎年度、管内の窓口機関である金融機関のリストを作成し、その周知徹底（借入希望者からの照会への適切な対応を含む。）に努めるものとする。
	３　県は、本要綱対象資金の適切な対応ができないと判断した金融機関については、窓口機関から除外することができるものとする。県は、窓口機関から除外した金融機関については、本要綱対象資金の融資機関からも除外する方向で手続を進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。
（削る。）	第５　窓口機関・融資機関・保証機関等の手続 １　窓口機関の融資相談対応等 　窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、本要綱対象資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿を整備しなければならない。 　また、窓口機関は、第３の１の(4)の規定により、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合は、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。
	２　窓口機関の関係機関への通知 　窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合は、次の規定に従い、融資機関及び関係機関に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付しなければならない(個人情報の取扱いについては、第６の４及び５に留意することとする。)。

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
	(1)　窓口機関が公庫であって経営改善資金計画書により公庫資金以外の資金の活用が考えられる場合は、借入希望者が希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関であって経営改善資金計画書により公庫資金の活用が考えられる場合は、公庫に対し、直ちに当該関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付すること。 (2)　窓口機関は、借入希望者が関係指導所の指導を求める場合は、直ちに関係指導所に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付すること。 (3)　窓口機関は、３の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する（農協、信連、銀行又は信用金庫が公庫資金を転貸する場合を含む。）ことが適当である場合は、借入希望者が基金協会による保証を全く希望しないときを除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付すること。 (4)　窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合は、次の手続を行わなければならないこと。 ア　(1)から(3)までの手続を含め、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けた市町村の特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付すること。 イ　スーパーＬ資金、経営体育成強化資金（市町村に認定を受けた青年等就農計画に基づく場合に限る。）、近代化資金（市町村に認定を受けた農業経営改善計画又は青年等就農計画に基づく場合に限る。）及び青年等就農資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定（農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等についての認定をいう。）を求めること。 　なお、推進会議の構成員である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等、融資機関及び関係機関の協議に基づく規約がある場合は、当該規約に従って差し支えないこと。 ウ　改良資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定を要しないが、推進会議が特に必要があると認める場合は、構成員間で経営改善資金計画の内容について協議すること。 (5)　窓口機関は、借入希望者が次に掲げる者のいずれかに該当するものである場合は、(1)から(3)までの手続を含め（第３の前文のアからウまでに該当する場合を除く。）、推進会議に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付し、経営改善資金計画についての認定（経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等についての認定をいう。）を求めなければならないこと。 　なお、推進会議の構成員である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づく規約がある場合は、当該規約に従って差し支えないこと。 ア　認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者 イ　集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって近代化資金若しくは経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たすもの ウ　近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織 (6)　窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
	話番号を農業経営・就農支援センターに随時提供することに努めることとし、少なくとも５月及び 11 月の年２回提供することとする。 ３　融資機関相互の分担関係の基準等 (1)　公庫及び民間金融機関の分担関係の基準は、次のとおりとすること。 なお、公庫と民間金融機関との協議によって、分担関係の基準を修正することができるものとすること。 ア　返済期間が 15 年を超える場合は、全体を一括して公庫が対応すること（認定新規就農者向けの資金は除く。）。 イ　資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は、少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野、流通加工分野又は新技術にチャレンジする場合は、全体を一括して公庫が対応すること。 ウ　借入額が、認定農業者については 1,800 万円（法人については、3,600 万円）、その他の担い手（集落営農組織又は集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については 1,500 万円（法人又は任意団体については、3,000 万円）を超える場合は、当該超える部分は原則公庫が対応する（改良資金を除く。）こと。 エ　認定新規就農者にあっては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応するものとすること。 オ　これら以外については、民間金融機関が対応すること。 (2)　改良資金の活用が考えられる場合は、公庫（公庫の受託金融機関を含む。）は関係指導所等県関係部局と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとすること。 ４　融資機関等の審査 (1)　融資機関は、３に規定する分担関係の基準に照らし、融資審査を実施しなければならないこと。 (2)　借入希望者が機関保証を希望しており、かつ、民間融資機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該民間金融機関は、基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めなければならないこと。 (3)　融資機関が融資を行おうとするときは、近代化資金については県の利子補給承認手続の準備を、改良資金については農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第６条に規定する県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めなければならないこと。 (4)　融資審査を進める中で、融資機関としては融資することができない可能性が高いときは、窓口機関の受理から３週間以内に、他の融資機関（公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとすること。 ５　融資審査結果の窓口機関への通知 窓口機関以外の融資機関が審査を行う場合は、当該融資機関は融資審査の結果を窓口機関に通知しなければならない。

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
	６　借入希望者への通知 (1)　窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合は、借入希望者にその理由を通知しなければならないこと。 (2)　窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として１月半以内に借入希望者に融資の可否を通知しなければならないものとし、それまでの間に手続が終了しない場合は、借入希望者にその理由を通知しなければならないこと。 (3)　(2)の場合において、融資を行わないときは、別記第４号様式による融資審査等総括表により借入希望者に対して、その理由を説明しなければならないこと。 (4)　融資を行う場合は、(2)のほか、当該融資機関から借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、別記第５号様式による正式な借入申込書（基金協会による保証の希望がある場合は、別記第６号様式による借入申込書兼債務保証委託申込書）等の提出を求め、(2)の融資の可否通知から２週間以内に全ての融資手続を完了し、借入希望者が資金を必要とするときに貸付実行が確実に行われなければならないこと。 　なお、第３の手続のうち借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続によるときは、経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書等の提出を求めて差し支えないものとすること。 ７　融資実行後の措置 (1)　融資機関は、第３の４の(2)の規定により、借入者から提出される経営状況報告書の内容を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行わなければならないこと。 (2)　融資機関は、第６の２の規定による指導の円滑な実施のため関係指導所から求められた場合は、遅滞なく、第３の４の(2)の規定により借入者から提出があった経営状況報告書の写しを当該関係指導所に原則として電磁的記録により送付しなければならないこと。 　特に認定新規就農者の場合にあっては、濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該関係指導所に原則として電磁的記録により送付するものとすること。
第４　その他 １　関係機関は、農業の担い手に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、この制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、手続に必要となる書類の削減及び簡素化並びに審査の迅速化に努めることにより、融資の円滑化に十分配慮することとする。	第６　その他 １　県及び関係機関は、農業の担い手に対してこの制度の周知徹底に努めるとともに、この制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮することとする。
２　関係指導所は、この要綱に基づく融資に関し、借入希望者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者の場合にあっては、経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導を行うよう努めることとする。	２　関係指導所は、この要綱に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うものとする。特に、認定新規就農者の場合にあっては、濃密な指導を行うよう努めることとする。
３　融資機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。	３　窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
4　融資機関及び関係機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。	4　窓口機関、県、関係指導所その他関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
5　融資機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第３の３の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別記第１号様式の(1)又は(2)）により同意を求めることとする。	5　窓口機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第５の２の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めなければならないものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別記第１号様式の(1)又は(2)）により同意を求めることとする。
（削る。）	6　スーパーＬ資金及び近代化資金について、この要綱の施行前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成６年６月29日付け６農経Ａ第665号農林水産事務次官依命通知）第３の１、認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成10年４月８日付け10農経Ａ第321号農林水産事務次官依命通知）第４の１及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成13年５月１日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知）第３の１の規定により推進会議の認定を受けた資金利用計画は、この要綱により推進会議の認定を受けた経営改善資金計画とみなす。
附　則 （略） （施行期日） 1　この要綱は、令和８年10月30日から施行する。ただし、農業経営高度化資金に係る取扱いについては、令和９年１月１日から適用する。 （旧様式使用に係る経過措置） 2　この要綱の施行による改正前の様式については、県が認めた期間に限り、これを使用することができる。	附　則 （略） （新設）